

【重要なお知らせ】

2020年1月吉日

お客様各位

全国信用協同組合連合会

**マネー・ローンダリング等対策および民法改正に伴う
各種預金規定改定のお知らせ**

当連合会は、2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び2020年4月に施行となる民法改正（債権法）を踏まえ、2020年3月2日（月）より、下記のとおり各種預金規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

本規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。さらに、確認にあたっては、各種確認資料等のご提供をお願いする場合があります。

なお、当連合会が求める情報や資料のご提供について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当連合会が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

事情ご賢察のうえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる預金規定

※改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

- 当座勘定規定
- 普通預金規定、無利息型普通預金規定
- 自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定
- 譲渡性預金規定

2. 改正日（適用開始日）

2020年3月2日（月）

3. 主な改定点

（共通事項）

- 解約等の条項にマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合を追加します。
- 当連合会が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。
- 規定の変更を行う際の公表方法に、従来の店頭表示の方法のほか、郵送・電子メール等による通知、WEBホームページへの掲載による方法を追加します。
- 規定の交付について、環境配慮の観点や社会経済や商取引の更なる電子化を鑑み、従来の印刷した規定を配布する方法のほか、WEBホームページへの掲載の方法を追加します。

（定期性預金）

- 解約等の条項に、当連合会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできない旨を追加します。

4. 新旧対照表（抜粋）

新（改定後）	旧（現行）
<p>【共通事項】</p> <p>○.（取引の制限等）</p> <p>（1）当連合会は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当連合会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>（3）前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金</p>	<p style="text-align: center;"><新設></p>

新（改定後）	旧（現行）
<p><u>供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当連合会が認める場合、当連合会は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>○.（解約等）</p> <p>（2）次の各号の一にでも該当した場合には、当連合会はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">（…省略…）</p> <p><u>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>○.（規定の変更）</p> <p>（1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>郵送・電子メール等による通知、店頭表示・当連合会ウェブサイト（ホームページ）への掲載</u>その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>（2）前項の変更は、通知や公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>○.（規定の交付）</p> <p><u>（1）規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは電子メール等による配布、当連合会ウェブサイト（ホームページ）への掲載等の方法により行うこととします。</u></p> <p><u>（2）印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当連合会窓口へ申し出てください。</u></p> <p>【定期性預金共通】</p> <p>○.（預金の解約）</p> <p><u>（1）この預金は当連合会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p>	<p>○.（解約等）</p> <p>（2）次の各号の一にでも該当した場合には、当連合会はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">（…省略…）</p> <p style="text-align: center;"><追加></p> <p>○.（規定の変更）</p> <p>（1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>（2）前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>○.（預金の解約）</p> <p style="text-align: center;"><追加></p>

以上

本件に関する照会先：
 全国信用協同組合連合会
 事務集中部 事務統括課
 （担当：尾形、田中）
 TEL 03 - 3562 - 5153